

-----  
■□■賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律について■□■  
-----

令和2年6月12日、「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」が可決成立しました。

この法律は、良好な居住環境を備えた賃貸住宅の安定的な確保を図るため、サブリース業者と所有者との間の賃貸借契約の適正化のための措置を講ずるとともに、賃貸住宅管理業を営む者に係る登録制度を設け、その業務の適正な運営を確保することを目的としたものです。

この法律において、賃貸不動産経営管理士は、事務所ごとに配置を義務付けられる「業務管理者」となる要件として想定されています。

詳細につきましては、下記よりご覧ください。

[https://chintaikanrishi.jp/law\\_outline/](https://chintaikanrishi.jp/law_outline/)

「賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律」が可決成立したことにより、賃貸不動産経営管理士が国家資格化へと大きく前進したと言えます。

国家資格となれば、難問化が想定されるため、今のうちに合格してしまうことをお勧めします。

□弊社ホームページでは書籍のご紹介もしております。

《お薦めテキスト》

賃貸不動産経営管理士の学習をはじめてされる方

「これで合格 賃貸不動産経営管理士」

<https://www.amazon.co.jp/%E3%81%93%E3%82%8C%E3%81%A7%E5%90%88%E6%A0%BC-%E8%B3%83%E8%B2%B8%E4%B8%8D%E5%8B%95%E7%94%A3%E7%B5%8C%E5%96%B6%E7%AE%A1%E7%90%86%E5%A3%AB-%E8%A6%81%E7%82%B9%E6%95%B4%E7%90%86-2020%E5%B9%B4%E7%89%88-Ken%E3%83%93%E3%82%B8%E3%83%8D%E3%82%B9%E3%82%B9%E3%82%AF%E3%83%BC%E3%83%AB/dp/4866451505>

合格に最低限必要な重要ポイントを厳選!!

イラスト・図表豊富な要点整理、過去問演習で短時間に合格に必要な知識を完全習得!

《お薦め問題集》

「楽学 賃貸不動産経営管理士一問一答」

[https://www.amazon.co.jp/2020%E5%B9%B4%E7%89%88-%E6%A5%BD%E5%AD%A6%E8%B3%83%E8%B2%B8%E4%B8%8D%E5%8B%95%E7%94%A3%E7%B5%8C%E5%96%B6%E7%AE%A1%E7%90%86%E5%A3%AB-%E4%B8%80%E5%95%8F%E4%B8%80%E7%AD%94-%E7%9B%B4%E5%89%8D%E4%BA%88%E6%83%B3%E6%A8%A1%E6%93%AC%E8%A9%A6%E9%A8%93%E4%BB%98%E3%81%8D-%E7%94%B0%E4%B8%AD/dp/4909683739/ref=mp\\_s\\_a\\_1\\_6?dchild=1&keywords=%E8%B3%83%E8%B2%B8%E4%B8%8D%E5%8B%95%E7%94%A3%E7%B5%8C%E5%96%B6%E7%AE%A1%E7%90%86%E5%A3%AB+2020&qid=1590026422&sprefix=%E8%B3%83%E8%B2%B8%E4%B8%8D%E5%8B%95%E7%94%A3&sr=8-6](https://www.amazon.co.jp/2020%E5%B9%B4%E7%89%88-%E6%A5%BD%E5%AD%A6%E8%B3%83%E8%B2%B8%E4%B8%8D%E5%8B%95%E7%94%A3%E7%B5%8C%E5%96%B6%E7%AE%A1%E7%90%86%E5%A3%AB-%E4%B8%80%E5%95%8F%E4%B8%80%E7%AD%94-%E7%9B%B4%E5%89%8D%E4%BA%88%E6%83%B3%E6%A8%A1%E6%93%AC%E8%A9%A6%E9%A8%93%E4%BB%98%E3%81%8D-%E7%94%B0%E4%B8%AD/dp/4909683739/ref=mp_s_a_1_6?dchild=1&keywords=%E8%B3%83%E8%B2%B8%E4%B8%8D%E5%8B%95%E7%94%A3%E7%B5%8C%E5%96%B6%E7%AE%A1%E7%90%86%E5%A3%AB+2020&qid=1590026422&sprefix=%E8%B3%83%E8%B2%B8%E4%B8%8D%E5%8B%95%E7%94%A3&sr=8-6)

過去問+これを押さえれば間違いなしのオリジナル問題を収録。新傾向・得点源はアイコンで一目でわかるから、解きながら重要論点が記憶に残ります。

※その他(宅建書籍等)こちらからご覧頂けます。

<https://www.ken-bs.co.jp/syoseki-annai2.html>

(今年は民法大改正もありますので、必ず上記の2020年版をご購入下さい。)

□Kenビジネススクールのお薦め講座は...

お薦めの講座の「賃管士基本講座」は、webにてご受講いただけます。

公式テキストをベースに、出題頻度の高い分野を中心に講義します。

本年度のWebの受講は6月以降を予定しています。

賃管士基本講座

[https://www.ken-bs.co.jp/chintaikanri\\_kihon.html](https://www.ken-bs.co.jp/chintaikanri_kihon.html)

-----  
■□■賃管士 コラム■□■  
-----

賃貸不動産経営管理士は、事務所ごとに配置を義務付けられる「業務管理者」となる

要件として想定されていますが、この中に、宅地建物取引士も含まれるようです。  
今後、宅地建物取引士も、より活躍の場が広がると言えます！

-----  
■□■ バックナンバーのご紹介 ■□■  
-----

こちらでは、メールマガジンのバックナンバーをご覧いただけます。  
[https://www.ken-bs.co.jp/studysupport/mailmagazine\\_pm.html](https://www.ken-bs.co.jp/studysupport/mailmagazine_pm.html)

尚、次回号の配信は7月17日(金)頃の予定です。

-----  
■□■ お知らせ ■□■  
-----

<新型コロナウイルスに関する弊社対応につきまして>

新型コロナウイルスの感染増加及び政府の緊急事態宣言の検討を受けまして、弊社では、原則として、2020年4月8日以降、全社員・スタッフ・講師につき、当面の間、自宅勤務およびリモートワーク・テレワークにて対応とさせていただくことになっております。

通常対応の目処が立ちましたら、再度ご連絡をさせていただきます。

皆さまには、ご迷惑をお掛けいたしますが、  
ご理解とご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

みなさまのご健康を心よりお祈り致します。

\*\*\*\*\*

株式会社Kenビジネススクール  
不動産ビジネス研修事業部 宅建士講座運営 Section  
〒160-0023  
東京都新宿区西新宿 6-12-7 ストーク新宿1F  
TEL:03-5326-9294  
FAX:03-5326-9291  
★受付窓口対応時間:平日 10:00~18:00  
土日祝日はお休みとなります。  
[Email:info@ken-bs.co.jp](mailto:info@ken-bs.co.jp)

<http://www.ken-bs.co.jp/>

\*\*\*\*\*

Kenビジネススクールは、不動産取引を専門とする教育機関です。

Kenビジネススクールでは、

・宅建士登録講習(5問免除講習)の実施(国土交通省指定)

⇒[https://www.ken-bs.co.jp/index\\_touroku-kousyu.html](https://www.ken-bs.co.jp/index_touroku-kousyu.html)

・宅建士登録実務講習(合格後の実務研修)の実施(国土交通省指定)

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/index-kikin.html>

・宅建試験の受験指導

⇒[https://www.ken-bs.co.jp/takkenn\\_kouza.html](https://www.ken-bs.co.jp/takkenn_kouza.html)

・賃貸不動産経営管理士試験の受験指導

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/chintaikanri.html>

・企業研修プロデュース

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/houjin.html>

・書籍の研究開発・出版

⇒<https://www.ken-bs.co.jp/syoseki-annai.html>。